

23 法学卒業の者検査を要せず代言免状授与の儀上申

〔明治十二年五月〕

明治十二年四月廿九日 五月六日決

内閣書記官 中村

(注記1) 司法省上申法学卒業ノ者検査ヲ要セス代言免状授与之事法制局  
勸査進呈ス因テ回議ニ供ス

大臣 三條 岩倉

参議 大隈 大木 寺島 伊藤 黒田 西郷 川村

(注記2)

本部甲第九四号

明治十二年四月廿九日上申 五月七日決

法制局 井上長官

法制局第七一号

別紙司法省上申東京大学法学部卒業ノ者并司法省法学生卒業ノ  
者試験ヲ要セス代言免許状授与致シ度トノ義ハ御聴許相成可然  
哉御指令案取調仰高裁候也

御指令按

伺ノ趣聞届候事

明治十二年五月七日

参照

明治十一年東京大学<sup>法</sup>理学部一覽略之内

○法学部

一本部ハ本邦ノ法律ヲ教フルヲ主トシ旁ラ支那、英吉利、法  
蘭西等ノ法律ノ大綱ヲ授クルトス但シ本邦ノ法律未タ完  
備セサルヲ以テ現今専ラ英吉利法律及ヒ法蘭西法律ノ要領  
ヲ学修セシム

第一年

英吉利語 (英文学 論文)

論理学

心理学 (大意)

欧米史学

和文学

漢文学

法蘭西語

第二年

日本刑法沿革

日本現行法律 (講義)

英吉利法律 (法律大意ノ講義 不動産法  
動産法 結約法 刑法)

法蘭西語

第三年

日本古代法律

日本現行法律 (擬律)

英吉利法律 (証拠法 衡平法 訴訟法  
治罪法 私犯法)

英吉利国憲

法蘭西語

第四年

日本古代法律

日本現行法律 (弁明)

支那法律要領 (唐律 明律 清律)

英吉利法律 (海法)

法蘭西法律要領 (民法)

列国交際法 公法 私法

法論

明治九年三月五日司法省第三十一号達之内

法学生徒招募告示

今般当省ニテ仏国法律専門科ヲ開キ本科篤志ノモノヲ四方ニ募リ凡ソ八ケ年ヲ期シテ之ヲ成業セシメントス最モ生員学ニ就クノ後チハ八ケ月毎ニ之ヲ試験シ試験毎ニ其優劣ヲ沙汰シ不進歩ノモノハ每次之ヲ除退シ務メテ俊秀ヲ抜クヲ旨トス冀ハクハ有志ノ輩其志ヲ固シ其情ヲ励マシ以テ其業ヲ成サンコトヲ

法学規則

第一条 仏国法学ハ仏国教師ヲ以テ之ヲ教授スヘシ

第二条 教師ハ普通学教師専門学教師ヲ前後兩様ニ雇入ルヘシ

第一千五百三十九号

四〇

本月七日法学生徒卒業ノ者検査ヲ要セズ代言免状授与ノ儀ニ付追申

本月七日附第一千三百五号ヲ以テ法学生徒卒業ノ者検査ヲ要セズ代言免状授与ノ儀及上申候処右文面中当省法律学就業ノ生徒ト申ハ九年三月府県へ相達シ募聚致シ候生徒ノ儀ニハ無之十年九月ヨリ募聚イタシ専ラ現行ノ諸法律及諸規則ニ拠リ裁判實際ノ方法ヲ修業致サセ有之生徒ノ儀ニテ上申面ニテハ仏国法律学生徒ト混淆致シ候哉モ難計ト存候ニ付此段及追申候也

(注記<sup>3</sup>) 明治十二年四月廿一日

司法卿 大木喬任

三條太政大臣殿

第一千三百五号

法学卒業検査ヲ要セズ代言免状授与之儀上申

東京大学法学部ニ於テ法学卒業ノ者ハ代言人規則第二条中第一第二第三項ノ検査ヲ要セス免許状授与ノ儀別紙ノ通文部大輔田中不ニ磨ヨリ照会有之右ハ尤ノ次第ニ付前段法学卒業ノ者ハ検査ヲ要セス代言免状授与致シ可然且当省ニ於テ即今法律学就業ノ生徒モ卒業ノ上ハ時宜ニ依テ試験ヲ要セス代言免状授与致シ度ト思考候得共代言人規則ハ最前伺定ノ上施行候儀ニ付此段及上申候条至急御裁下ヲ仰候也

明治十二年四月七日

司法卿 大木喬任

(注記<sup>4</sup>)

太政大臣 三條実美殿

学第五百二十四号

代言人タラントスル者ハ司法省明治九年甲第壹号布達ニ準拠シ  
其検査ヲ經ヘキ儀ニ候処口当今ニ在テハ文部省所轄東京大学ニ  
於テ卒業ノ者ハ学位ヲモ受得ヘキ者ニ候条該大学法学部ニ於テ  
法学卒業ノ者ハ本部卒業証書ヲ証トシテ代言人規則第二条中第  
一第二第三項ノ検査ヲ要セス免許状授与セラレ候様致度右ハ該  
大学医学部卒業ノ者ハ内務省明治十二年甲第三号布達医師試験  
規則第三条ノ通更ニ試験ヲ要セス医術開業免状ヲ請フヲ得ヘキ  
事ニ有之候ニ付可相成義ニ候ハ、前段法学部卒業ノ者モ同様ノ  
振合ニ相成度事ト思考シ此段及御照会候也

明治十二年三月廿七日

文部大臣 田中不二麿

司法卿 大木喬任殿

(注記1)

「批文」

(注記2)

「六十三」(簿冊内件名番号)

(注記3)

「甲九四ノ乙」

(注記4)

「甲九四」

【行政決裁録十五 明治十二  
年四月  
至六月】 2A, 34-5, ㊟1991】